

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日)

◇告 示 目 次

- 町の区域の新設等
結核予防法による医療機関の指定
旧慣使用林野整備計画の認可
土地改良事業計画の適否の決定(二件)
土地改良事業の認可(十一件)、
土地改良事業計画の変更の認可
公共測量を実施する旨の通知
土地区画整理法による換地処分をした旨の届出
昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号の一部改正

告 示

鳥取県告示第四百十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を新たに画し及び字の区域を

変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。
この町の区域の新設及び字の区域の変更は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第一百三十四条後段の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和四十九年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する町の名称

同上の区域(昭和四十八年二月十九日現在の地番による。)

美萩野一丁目

三津字鳥打場ノ二 五六二の二、三津字東澤一 五六五の二、五六七の二、五六八、五六九の二、五七〇、五七一の二、五七二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五六六の二及び五七三と一体をなす国有地の一部、三津字入江八〇七の二、八〇七の三、八〇八、八〇九の二、八〇九の四、八一〇及びこれらと一体をなす国有地並びに三津字山崎九〇七の二、九〇七の四、九〇七の五、九〇七の八、九〇八の三、九〇九の四、九一〇、九一一、九一二、九一三の二及びこれらと一体をなす国有地

区域を変更する字の名称

同上の区域(昭和四十八年二月十九日現在の地番による。)

三津字鳥打場ノ二

三津字鳥打場ノ二のうち五六二の二以外の区域

三津字東澤一

三津字東澤一のうち五六五の二、五六七の二、五六八、五六九の二、五七〇、五七一の二、五七二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五六六の二

三津字入江	及び五七三と一体をなす国有地の一部以外の区域 三津字入江のうち八〇七の二、八〇七の三、八〇八、八〇九の二、八〇九の四、八一〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
三津字山崎	三津字山崎のうち九〇七の二、九〇七の四、九〇七の五、九〇七の八、九〇八の三、九〇九の四、九一〇、九一一、九一二、九一三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第四百十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十九年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日 昭和四十九年四月二十四日	医 療 機 関 名 大谷整形外科医院	所 在 地 鳥取市正蓮寺四二の一
---------------------------	-----------------------	---------------------

鳥取県告示第四百十九号

江府町長から申請のあつた池ノ内地区（北谷奥ムナムク横地佛ヶ峠）旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助

長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、昭和四十九年五月一日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百二十号

昭和四十九年二月二十七日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（洗井地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年五月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百二十一号

昭和四十九年二月二十七日付けで岩美町から申請のあつた土地改良(砂田地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年五月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百二十二号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(金沢地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百二十三号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(滝山地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百二十四号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(国安地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百二十五号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(大畑地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百二十六号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(邑美地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥第鳥告示第四百二十七号

鳥取市から申請のあつた市営土改良(越路地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百二十八号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(岩坪地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百二十九号

国府町から申請のあつた町営土地改良(中河原地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百三十号

国府町から申請のあつた町営土地改良(中河原地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百三十一号

国府町から申請のあつた町営土地改良(楠城地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百三十二号

鹿野町から申請のあつた町営土地改良(今市地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百三十三号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(津ノ井地区ほ場整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月三十日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和四十九年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百三十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、郵政大臣から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

通信地図修正測量

二 作業期間

昭和四十九年五月十三日から昭和四十九年五月十八日まで

三 作業地域

米子市和田町、大篠津町、富益町、大崎及び葭津

鳥取県告示第四百三十五号

末恒団地第二土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和四十九年四月二十三日換地処分を行つた旨の届出があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十九年五月七日 鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百三十六号

昭和四十九年十月鳥取県告示第五百二十三号(海岸保全区域の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十九年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

表の鳥取県鳥取沿岸米子海岸米子西地区海岸の項中

一八一四番の五地先の標柱三

を	三
"	三の二
"	三の三
"	"

一八四番の五地の先標柱三

の標柱三の二

に改める。

一八四番の二地先の標柱三の三

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】